

志摩市情報公開条例施行規則

平成16年10月1日

規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、志摩市情報公開条例(平成16年志摩市条例第8号。以下「条例」という。)第22条の規定に基づき、市長が保有する公文書(条例第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。)の開示等に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示請求書)

第2条 条例第6条第1項に規定する請求書の様式は、公文書開示請求書(様式第1号)とする。

(開示決定通知書等)

第3条 条例第7条第2項後段に規定する書面の様式は、公文書開示決定期間延長通知書(様式第2号)とする。

2 条例第7条第3項に規定する書面の様式は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 公文書の全部を開示する旨の決定 公文書開示決定通知書(様式第3号)

(2) 公文書の一部を開示する旨の決定 公文書部分開示決定通知書(様式第4号)

(3) 公文書の全部を開示しない旨の決定

ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 公文書非開示決定通知書(様式第5号)

イ 条例第10条の規定により開示請求を拒否する場合 公文書の存否を明らかにしない決定通知書(様式第6号)

ウ 公文書を保有していない場合 公文書不存在決定通知書(様式第7号)

3 条例第8条に規定する書面の様式は、公文書開示決定等期間特例延長通知書(様式第8号)とする。

(電磁的記録の開示方法)

第4条 条例第13条第2項に規定する電磁的記録の開示方法は、次に掲げるものとする。

- (1) 印字装置等により用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付
- (2) テープレコーダー、パソコン等専用機器により再生したものの視聴
- (3) 磁気テープ(フロッピーディスク等)等に複写したものの交付

2 条例第11条に規定する場合における電磁的記録の部分開示の方法は、原則として、印字装置等により用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付とする。

(費用の納付等)

第5条 条例第14条第2項に規定する費用は、当該公文書の写しが作成される前に納めるものとする。

2 条例第14条第3項の費用は、当該電磁的記録の開示を受ける前に納めるものとする。

3 公文書の写しの交付部数は、請求1件につき1部とする。

(諮問の様式等)

第6条 条例第15条の規定による諮問は、志摩市情報公開・個人情報保護審査会諮問書(様式第9号)によるものとする。

(諮問した旨の通知)

第7条 条例第15条の規定により諮問したときは、不服申立人に対し、諮問をした旨を通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、志摩市情報公開・個人情報保護審査会諮問通知(様式第10号)によるものとする。

(実施状況の公表)

第8条 条例第19条の規定による公表は、請求件数、公文書の開示に関する決定の状況、不服申立ての状況その他必要な事項について、志摩市広報への登載等により行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の浜島町情報公開条例施行規則(平成13年浜島町規則第7号)、大王町情報公開条例施行規則(平成12年大王町規則第15号)、志摩町情報公開条例施行規則(平成12年志摩町規則第18号)、阿児町情報公開条例施行規則(平成11年規則第9号)又は磯部町情報公開条例施行規則(平成12年磯部町規則第49号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年3月25日規則第14号)
この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月30日規則第15号)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の志摩市情報公開条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の志摩市情報公開条例施行規則によりなされたものとみなす。

様式省略